

令和7年度 宮古特別支援学校寄宿舎入舎募集要項

1 寄宿舎の目的

本校教育目標を達成するため、児童生徒の通学を保障し、また集団生活を通して自立し、社会参加を図るために必要な基本的な生活能力を確立させることを目指す。

2 入舎募集対象者

- (1) 原則として、本校に在籍する小学部4年生以上の児童生徒。
- (2) 離島や通学が困難な地域の児童生徒。ただし緊急時対応のため、保証人は送迎可能な地域に居住していること。
- (3) 障害の程度及び発達課題、生活能力を総合的に考慮して寄宿舎での生活指導がより必要と思われる児童生徒。

3 入舎定員及び男女比率

- (1) 1部屋4名の6部屋とし24名とする。ただし、障害の状態や特性に応じて、寄宿舎児童生徒全体の健康や安全管理、緊急時の対応を考慮し、入舎人数を制限することもある。
- (2) 男女の部屋割り当ては入舎を希望する男子・女子の人数割合によって決定する。

4 入舎の条件

- (1) 本人・保護者が共に入舎を希望していること。
- (2) 寄宿舎の提供する食事が摂れること。
※食物アレルギーがある場合には、必ず事前に相談すること。
- (3) 寄宿舎生は原則としてスクールバスの利用ができない。よって、保護者または放課後等デイサービス等による送迎が可能であること。
- (4) 緊急時に保護者が即対応できるよう連絡の取れる児童生徒。
【緊急時】：休養や診療を必要とするような発熱(37.5度以上)、体調不良、外傷、災害等
- (5) 上記の保護者の対応ができない場合は保証人が代わってそれを代行するものとする。
【保証人】：独立の生計を営む成年者で、保護者とともに児童生徒に関する責任を負うことができる者。平時及び緊急時の送迎や対応ができる者。(同一世帯でも可)
- (6) 医療行為及び医療的ケア(たん吸引・経管栄養等)を必要としない児童生徒。
- (7) 健康状態、行動面から寄宿舎での集団生活が可能と思われる児童生徒。

5 出願期間および受付

- (1) 本校在校生
令和7年1月14日(火) ～ 1月24日(金) 16:00締切 提出先：学級担任
- (2) 本校高等部受検生
令和7年2月 3日(水) ～ 2月 4日(火) 16:00締切 提出先：寄宿舎
- (3) 転入学生
転入学決定通知後 ～ 令和7年2月20日(木) 16:00締切 提出先：寄宿舎
- (4) 高等部2次募集受検生 ※入舎定員に満たない場合のみ実施予定
高等部2次募集出願受付日と同日 提出先：寄宿舎

6 出願書類

＜保護者記入＞

- (1) 入舎ねがい（様式1）
- (2) 生活実態調査票（様式2）
- (3) 健康調査票（様式3）
- (4) 面接希望日調べ

＜学級担任記入＞

- (5) 学級担任用調査書

7 面接

- (1) 寄宿舍にて児童生徒面接を保護者同伴で行う。
- (2) 面接は下記の日程にて行い、「(4) 面接希望日調べ」を確認の上、後日通知する。
 - ①本校在校生 令和7年2月3日（月）～2月12日（水）
 - ②本校高等部受検生 令和7年3月5日（水）※入試2日目終了後
 - ③転入学生 令和7年3月5日（水）
 - ④2次募集入試面接終了後 ※入舎定員に満たない場合に実施

8 入舎選考方法

- (1) 校長、教頭、各学部主事、支援部代表、寮務主任、養護教諭、寄宿舍指導員庶務係をもって構成された入舎選考委員会を組織する。選考委員長は、学校長とする。
- (2) 入舎最終選考は入舎選考委員会で行ない、学校長が決定する。
- (3) 入舎選考の結果は、出願したすべての保護者に文書にて通知する。（3月中旬予定）

9 入舎選考基準

- (1) 寄宿舍に入舎を希望する児童生徒の選考にあたっては「入舎を希望する児童生徒が、より公平に寄宿舍での生活指導を受けられるようにする」、「高等部卒業後の自立、社会参加をめざす」という観点から、次の入舎選考基準を設け、総合的に判断する。ただし、下記に示す基準は優先順位ではない。
 - ①入舎未経験の児童生徒
 - ②離島・通学困難な地域の児童生徒
 - ③寄宿舍での生活指導を必要とする児童生徒
 - ④入舎選考委員会で総合的に判断し必要と認める場合は複数年入舎することができる
- (2) 次の事項については、児童生徒の生活全般において安全・健康管理等の対応を慎重に検討し、総合的に判断して選考する。
 - ①睡眠障害の著しい者や、疾病による食事療法や薬物管理が著しく困難と思われる児童生徒。
 - ②夜間（職員の仮眠時間）の対応が著しく困難な児童生徒。
 - ③問題行動（校外飛び出しや暴力行為等）などで集団生活に著しい影響を与える恐れのある児童生徒。
- (3) 入舎選考にあたっては、「3、入舎定員及び男女比率(1)」にあるとおり、障害の状態や特性に応じて、寄宿舍児童生徒全体の健康や安全管理、緊急時の対応等入舎人数に関しても慎重に検討し、総合的に判断して選考する。

10 入舎手続き

- (1) 入舎が決定した児童生徒の保護者には、入舎に必要な書類等を郵送する。
- (2) 入舎式当日までに所定の書類を提出すること。

11 入舎期間

入舎期間は1年間を原則とし、入舎日から学年修了をもって全員退舎とする。

12 退舎および在舎停止について

原則として、中途退舎は認めない。ただし、学校長は次の場合の児童生徒に対して退舎もしくは在舎停止をさせることができる。なお、在舎停止の解除については、状況を総合的に確認した上で、学校長の判断の下に行う。

- (1) 入舎生が入舎心得を守らなかった場合
- (2) 疾病等で集団生活が不可能な場合。
- (3) 著しく情緒の安定を欠き、集団生活に適応出来ない状態が続く場合。
- (4) 保護者が入舎心得及び誓約書を遵守しなかった場合。
- (5) 退舎理由が正当と認められた場合。
- (6) その他、寄宿舍生活に不適切な状態が現れた場合。

【入舎心得】

- ①発熱や、体調不良の児童生徒については、保護者の責任のもとで帰宅する。
- ②感染症については帰宅させる。(医師の診断書が必要な場合がある)
- ③薬を使用する場合は、服薬指導・介助実施依頼書の提出が必要である。薬は医師から処方されたもののみ、使用することができる。また、薬に不備や不足等があった場合は、在舎できないことがある。
- ④暴風警報発令が予想された場合やその他学校長が必要と判断した時は、寄宿舍を閉舎する。
- ⑤学校休業日の前日や祝祭日の前日、現地集合や宿泊を伴う行事(修学旅行・宿泊学習・居住地校交流・特体連・校外での就業体験等)及び運動会・学習発表会・卒業式の前日は帰宅する。
- ⑥寄宿舍生の生活指導上、保護者への来舎を求めることがある。
- ⑦舎費などの諸経費を徴収する。なお、やむを得ない事情(病気、怪我、情緒的理由など)により、1ヶ月間1日も在舎せず、行事参加もしなかった場合は、該当する納入月の納入額を返金する。
- ⑧1学期終了時と卒業及び修了の際は、荷物を持ち帰る。

13 その他

- (1) 入舎に際して必要な保証人は、原則として保護者以外で児童生徒の平時、緊急時に送迎や対応ができるものとする。保証人は送迎可能な地域に居住していること。(同一世帯可)
- (2) 出願書類はすべて本校指定の様式に限る。
- (3) 出願書類を送付する際は受付期間内に届くようにすること。

入舎募集についてのお問い合わせ 沖縄県立宮古特別支援学校 寄宿舍 寄宿舍庶務係：與那原・友利・宮平
